約　　款

（収納品の範囲）

第１条　貸金庫の収納品は、次に掲げるものとします。

（１）公社債券、株券その他有価証券

（２）預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類

（３）貴金属、宝石その他貴重品

（４）前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

２　当金庫は前項各号に掲げるものであっても、相当の理由があるときは収納をお断りすることがあります。

３　貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。

（１）現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの

（２）危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

（利用目的の確認）

第２条　貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第１条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。

２　貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

（契約期間等）

第３条　この契約の当初契約期間は契約日より最初に到来する３月末日までとし、期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

（使用料）

第４条　貸金庫の使用料は、当金庫所定の料率に従って毎年４月１日に１か年分を前払いするものとし、借主が指定した預金口座から口座振替により徴収します。

なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を１か月としてその月から月割計算により支払って下さい。

２　使用料は諸般の情勢により変更することがあり、この場合、変更後の使用料は、変更日以後最初に継続する契約期間から適用します。

３　契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

４　使用期間中に種類を変更したときは、その月分から新料金とします。

５　使用期間満了後手続を怠って使用料を延滞した時は、使用料のほかに延滞損害金を支払って下さい。

（鍵の保管）

第５条　貸金庫の鍵正副２個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ、借主が届出の印章（または署名）により封印し、当金庫が保管します。

２　正鍵でスペアーキーの作製は決して行わないで下さい。

（貸金庫の開閉等）

第６条　貸金庫の開閉は、借主または、借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行って下さい。

２　開扉にあたっては、当金庫所定の貸金庫開扉票に署名および届出印を押印して当金庫に提出して下さい。

３　貸金庫開扉票および貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開扉その他の取扱いをしたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

また、収納品の滅失・損傷またはその種類・品質・数量その他の変動については、当金庫は一切責任を負いません。

４　収納品の出し入れは、当金庫所定の場所で営業時間内に行って下さい。

（届出事項の変更等）

第７条　印章を喪失したとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに所定の書面により当金庫へ届出て下さい。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。

２　届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

（印章、鍵の喪失時等の取扱い）

第８条　印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行って下さい。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

２　正鍵を喪失した場合または毀損した場合は、取替えに要する費用（シリンダー交換費用を含む）を支払って下さい。

なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。

（損害の負担等）

第９条　災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開扉に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

２　前項の事由による収納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても、当金庫は責任を負いません。

３　借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または収納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償して下さい。

（反社会的勢力との取引拒絶）

第 10 条　この貸金庫は、第 11 条第３項第１号、第２号および第３号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 11 条第３項第１号、第２号または第３号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

（解約等）

第 11 条　この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明渡して下さい。なお、正鍵または届出の印章を喪失した場合の解約手続きは、第８条に準じて処理されても異議はありません。

２　次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きにより貸金庫を明渡して下さい。また、第３条により使用期間が満了し、契約を更新されないときも同様とします。

（１）借主が使用料を支払わなかったとき

（２）借主について相続の開始があったとき

（３）借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または収納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき

（４）店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき

（５）借主または代理人がこの約款に違反したとき

（６）借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき

（７）本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

（８）法令で定める本人確認等における確認事項や第２条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき

（９）マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき

３　前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第１項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡して下さい。

（１）借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

（２）借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

借主または代理人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当した場合、および次の各号のいずれかに該当した場合

①　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

②　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④　暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤　役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

（３）借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

①　暴力的な要求行為

②　法的な責任を超えた不当な要求行為

③　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

⑤　その他前各号に準ずる行為

４　前３項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払って下さい。この場合、第４条３項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払って下さい。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第４条第１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

５　第１項から第３項の明渡しが３か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開扉のうえ、収納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開扉に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

６　使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が発生したときは、当金庫からの請求があり次第支払って下さい。

（貸金庫の修繕、移転等）

第 12 条　貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

（緊急措置）

第 13 条　法令の定めるところにより貸金庫の開扉を求められたとき、または店舗の火災、収納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開扉し臨機の処置をすることができる

ものとします。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

（譲渡、転貸等の禁止）

第 14 条　貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

（成年後見人等の届出）

第 15 条

（１）家庭裁判所の審査により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名名その他必要な事項を書面によって届出てください。また、これらの成年後見人等の地位や権限、行為能力に影響を及ぼす事由（補助・保佐・後見の開始等）が生じたときも、同様にお届けください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監査人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または、任意後見監査人の選任がされている場合にも、前２項と同様に、直ちに書面によってお届けください。

（４）前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によってお届けください。

（５）前４項の届出の前に、当金庫が過失なく本人の行為能力に制限がないと判断して行った取扱い等については、本人およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は、取消しを主張できないものとします。

（規定の変更等）

第 16 条

（１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）前項による変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上

（2026.2）